

青森県報

号外第十七号

令和六年
三月二十九日
(金曜日)

目 次

訓 令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……

訓 令

青森県訓令甲第三号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第七号中「第二十二條」を「第二十一條の二に規定する知事公室長、行政組織規則第二十二條」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「第二十二條の二」を「第二十二條の二に規定する知事公室長代理、行政組織規則第二十二條の三」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「第二十二條の三」を「第二十二條の四」

に改め、同号を同条第七号とし、同条中第十号を第八号とし、第十一号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十五号中「ダム建設所長」を削り、同号を同条第十三号とする。

第四条第一項中「(総務部、企画政策部、危機管理局、観光国際戦略局及び国スポ・障スポ局の所掌事務にあつては第一順位の副知事、総合販売戦略課の分掌事務にあつては農林水産部の所掌事務(総合販売戦略課の分掌事務を除く。))を担当する副知事(以下「農林水産部担当の副知事」という。))」を削り、同条第三項中「企画政策部にあつては交通政策推進監又は次長、」を削り、「理事」を、「理事」に改める。

第八条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。
第九条第二項中「エネルギー総合対策局」を「危機管理局にあつては当該事務を担当する理事、参事又は次長が、国スポ・障スポ局」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十条第三項及び第四項中「二人」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項から第四項まで」を「前各項」に改め、同項第四号中「二人」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第十条の二第三項中「二人」を削る。
第十二条第六項第一号イ中「企画政策部長」を「交通・地域社会部長」に改め、同号中「総務部長」を「財務部長」に改め、同号ハ中「環境生活部長」を「環境エネルギー部長」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「健康福祉部長の」を「健康医療福祉部長の」に改め、同項第五号中「の職員」の下に「並びに上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所の青森市駐在の職員」を、「の家畜保健衛生所」の下に「(上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所を除く。))」を加える。

別表第一各課共通(各課専決事項において別に定める場合を除く。)(の項の部長専決事項の欄第四十二号中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加え、同表財政課の項を削り、同表秘書課の項中「参事」を「参事」に改め、同表総務課の項中「参事」を「参事」に改め、同項の第四号から第六号までを削り、同項の次に次のように加える。

財政課

<p>一 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第五条の第三第一項の規定による県債の協議に関すること。</p>
<p>二 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第四十条の第二第一項の規定による業務報告書に関すること。</p>
<p>三 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 交付税に係る測定単位の数値等の報告に関すること。</p>
<p>四 予算の執行に関する次のこと。</p>	<p>イ 予算の配当に関すること。 ロ 青森県財務規則第二十七条第一項の規定による予算の流用の承認に関すること。</p>
<p>五 その他の事項に関する次のこと。</p>	

<p>イ 県債の借入に関すること。</p>	<p>別表第一企画調整課の項中「<u>企画調整課</u>」を「<u>青少年支援課</u>」に改め、同表統計分析課の項の次に次のように加える。</p>
<p>課 ことどもみらい</p>	<p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第三十四条の六の規定による事業の制限及び停止の命令に関すること（障害児通所支援事業等を行う者に係るものを除く。）。</p> <p>ロ 第三十四条の十四第四項及び第三十四条の十七第四項の規定による事業の制限及び停止の命令に関すること。</p> <p>ハ 第四十六条第四項の規定による事業の停止の命令に関すること。</p> <p>ニ 第五十八条の規定による認可の取消しに関すること。</p> <p>イ 第六条の四第三号の規定による里親の認定に関すること。</p> <p>ロ 第十一条第四項の規定による里親支援事業の委託に関すること。</p> <p>ハ 第十八条の六第一号の規定による指定保育士養成施設の設定に関すること。</p> <p>ニ 第十八条の十第二項（第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による選任及び解任の認可に関すること。</p> <p>ハ 第十八条の十第一項（第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による選任及び解任の認可に関すること。</p> <p>ホ 第十八条の十三第二項の規定による試験事務規程の</p>

ホ 第五十九条第五項の規定による事業の停止及び施設の閉鎖の命令に関すること。

変更の命令に関すること。

ヘ 第十八条の十九第一項の規定による保育士の登録の取消し並びに同条第二項の規定による保育士の登録の取消し及び名称の使用の停止の命令に関すること。

ト 第二十条第四項の規定による指定療育機関への給付の事務の委託に関すること。

チ 第二十一条の二において準用する第十九条の二十四項の規定による社会保険診療報酬支払基金等への支払の事務の委託に関すること。

リ 第二十一条の三第二項の規定による指定療育機関に対する診療報酬の支払の差止めに関すること。

ヌ 第三十三条の十第四第二項の規定に

認可及び変更の認可に関すること。

ホ 第十八条の十四の規定による事業計画等の認可及び変更の認可に関すること。

ヘ 第十八条の十八第一項の規定による保育士の登録に関すること。

ト 第二十一条の二において準用する第十九条の二十第一項の規定による診療報酬の額の決定に関すること。

チ 第二十一条の三第一項の規定による指定療育機関の管理者からの報告の徴収及び診療録等の検査に関すること。

リ 第三十三条の十第四第一項の規定による事実の確認のための措置に関すること。

ヌ 第五十七条の四第二項の規定による官公署に対する

よる措置に関すること。

ル 第三十五条第四項の規定による認可並びに同条第十二項の規定による廃止及び休止の承認に関すること。

ヲ 第五十条第七号の規定による費用の概算交付に係る支出負担行為に関すること。

ワ 第五十五条の規定による費用の交付に係る支出負担行為に関すること。

イ 第五条第六項の規定による指定保育士養成施設の指定の取消しに関すること。

ロ 第十二条の規定による指定試験機関の指定の取消し及び試験事務の停止の命令に関すること。

資料の提供等の要求に関すること。

イ 第五条第三項の規定による変更の承認に関すること。

ロ 第十一条の規定による試験事務の休止及び廃止の許可に関すること。

二 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の施行に関する次のこと。

三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の施行に関する次のこと。

イ 第六条第一項の規定による養子縁組あっせん事業の許可に関すること。

ロ 第十二条第二項の規定による養子縁組あっせん事業の許可の有効期間の更新に関すること。

ハ 第十六条第一項の規定による養子縁組あっせん事業の許可の取消し及び同条第二項の規定による養子縁組あっせん事業の停止の命令に関すること。

四 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の施行に関する次のこと。

イ 第十四条（第三十一条の六第四項及び第三十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によ

イ 第十四条（第三十一条の六第四項及び第三十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定によ

る貸付けの決定に関すること。

ロ 第二十三条（第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による事業の制限及び停止の命令に関すること。

五 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第百二十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第十三条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの停止に関すること。
ロ 第十五条第一項第三号（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による承認に関すること。

る貸付けに伴う貸付金の交付に関すること。

ロ 償還金の徴収（母子・父子福祉団体に係るものに限る。）に関すること。

イ 第十六条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による一時償還の請求（母子・父子福祉団体に係るものに限る。）に関すること。
ロ 第十七条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収（母子・父子福祉団体に係るもの

<p>七 母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第十一条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による貸付け決定の取消し（母子・父子福祉団体に係るものに限る。）に関すること。</p>	<p>イ 第十七条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画、保証人等の変更の承認（母子・父子福祉団体に係るものに限る。）に関すること。</p>
<p>七 母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第十三条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による償還方法の承認（母子・父子福祉団体に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>ロ 附則第三項の規定による生活資金の減額に関すること。</p>	<p>ハ 第十九条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払猶予（母子・父子福祉団体に係るものに限る。）に関すること。</p>
<p>九 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による県の保有する文書の調査及び職員からの事実の聴取に関すること。</p> <p>ロ 第八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による関係機関に対する報告の要求に関すること。</p>	<p>イ 第三十九条第二項の規定による指定の取消しに関すること。</p> <p>イ 第十五条第二項に規定する講習の認定に関すること。</p> <p>イ 第六条の規定による認定講習の認定の取消しに関すること。</p>
<p>八 母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第六条の規定による認定講習の認定の取消しに関すること。</p>	<p>イ 第三十九条第二項の規定による指定の取消しに関すること。</p>
<p>六 青森県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和三十九年十一月青森県規則第百五号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第十一条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による貸付け決定の取消し（母子・父子福祉団体に係るものに限る。）に関すること。</p>	<p>イ 第十三条（第二十四条第一項及び第二十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による償還方法の承認（母子・父子福祉団体に係るものに限る。）に関すること。</p>

十 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の施行に関する次のこと。

ハ 第八条第六項の規定による関係機関等に対する報告の要求に関すること。

- イ 第二十条第五項の規定による養育医療機関の指定に関すること。
- ロ 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十条の三第二項の規定による指定療育機関に対する診療報酬の支払の差止めに関すること。
- イ 第二十条第七項において準用する児童福祉法第十九条の二十第一項の規定による診療報酬の額の決定に関すること。
- ロ 第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十条の三第一項の規定による指定療育機関の管理者からの報告の徴収及び診療録等の検査に関すること。

十一 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第百三十八号）の施行に関する次のこと。

- イ 第十四条の規定による手当の支給の停止に関すること。
- ロ 第十五条の規定

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の施行に関する次のこと。

による手当の支払の一時差しとめに
関すること。

- イ 第十一条（第一号を除く。）の規定による手当の支給の停止に関すること。
- ロ 第十二条の規定による手当の支払の一時差しとめに関すること。

十三 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の施行に関する次のこと。

- イ 第十八条第一項から第三項まで及び附則第二条第四項において準用する第十八条第三項の規定による費用の交付に係る支出負担行為に関すること。

十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行に関する次のこと（県民活躍推進課の項に定めるものを除く。）。

- イ 第七条第一項の
- イ 第三条第一項及
- イ 第三条第六項の

<p>着 還 流 促 進 課</p>	
<p>一 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 労働情勢の報告及び調査に関すること。</p> <p>ロ 労働関係の自主</p>	<p>規定による認定子ども園の認定の取消しに関すること。</p> <p>ロ 第二十一条第一項の規定による幼保連携型認定子ども園の事業の停止及び施設の閉鎖の命令に関すること。</p> <p>ハ 第二十一条第一項の規定による幼保連携型認定子ども園の認可の取消しに関すること。</p> <p>十五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第六十七条第一項及び附則第九条第四項の規定による費用の交付に係る支出負担行為に関すること。</p> <p>イ 第六十一条第九項の規定による市町村長との協議に関すること。</p> <p>ロ 第八十一条第一項の規定による関係機関との協議に関すること。</p> <p>ハ 第十七条第一項の規定による幼保連携型認定子ども園の設置等の認可に関すること。</p> <p>ロ 第八十一条第一項の規定による関係機関との協議に関すること。</p> <p>ロ 第十七条第四項及び第五項の規定による市町村長との協議に関すること。</p> <p>規定による市町村長との協議に関すること。</p> <p>ロ 第十七条第四項及び第五項の規定による市町村長との協議に関すること。</p> <p>イ 労働争議の統計に関すること。</p>
<p>三 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第六条第二項第二号の規定による承認に関するこ</p>	<p>若 者 定</p> <p>調整の助力等に関すること。</p> <p>二 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第九十一条の三ただし書の規定による承認に関すること。</p> <p>イ 第三十一条第二号の規定による業務の種類及び方法の変更の認可に関すること。</p> <p>ロ 第三十五条第一項ただし書の規定による兼職及び兼業の認可に関すること。</p> <p>ハ 第四十八条の規定による総会の招集の認可に関すること。</p> <p>二 第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第一項ただし書の規定による承認に関すること。</p>

<p>県民活躍推進課</p>	
<p>一 青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第十二条第六項の規定による指定の取消しに関すること。</p> <p>ロ 第二十一条第三項の規定による要請に関すること。</p> <p>ハ 第二十五条の規定による推奨に関すること。</p> <p>ニ 第二十六条の規定による表彰に関すること。</p>	<p>四 その他の事項に関する次のこと。</p> <p>イ 労働団体の一般的指導及び育成に関すること。</p> <p>ロ 労働教育の推進に関すること。</p> <p>ハ 中小企業の労働相談に関すること。</p> <p>ニ 労働福祉の普及に関すること。</p> <p>ホ 労使協議制の普及及び推進に関すること。</p> <p>イ 労働組合の基本調査に関すること。</p> <p>ロ 労働教育資料の作成及び配布に関すること。</p> <p>ハ 独立行政法人労働政策研究・研修機構との連絡に関すること。</p>
<p>四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第六十条第九項の規定による役員解任の勧告に関すること。</p> <p>イ 第六条第一項の規定による就学支援金の支給に関すること。</p> <p>ロ 第九条の規定による就学支援金の支払の一時差止めに関すること。</p> <p>ハ 第十一条第一項</p>	<p>二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する次のこと（私立の幼稚園に係る認定ことも園に係るものに限る。）。</p> <p>イ 第七条第一項の規定による認定子ども園の認定の取消しに関すること。</p> <p>イ 第三条第一項及び第三項の規定による認定子ども園の認定に関すること。</p> <p>ロ 第八条第一項の規定による関係機関との協議に関すること。</p> <p>イ 第三条第六項の規定による市町村長との協議に関すること。</p> <p>三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第六十条第九項の規定による役員解任の勧告に関すること。</p> <p>イ 第三条第一項及び第三項の規定による認定子ども園の認定に関すること。</p> <p>ロ 第八条第一項の規定による関係機関との協議に関すること。</p> <p>イ 第三条第六項の規定による市町村長との協議に関すること。</p> <p>イ 第四条の規定による就学支援金の受給資格の認定に関すること。</p>

の規定による不正
 利得の徴収に関する
 こと。

別表第一県民生活文化課の項中「酒田市民生活文化課」を「地城市民生活文化課」に改め、同項の第八号を削り、同項の第九号の副知事専決事項の欄口中「及び第二十六条第二項の規定による幹事の任命」を削り、同号の部長専決事項の欄にイとして次のように加える。

イ 青森県附属機関に関する条例第二十六条第二項の規定による幹事の任命に関すること。

別表第一青少年・男女共同参画課の項を削り、同表健康福祉政策課の項中「齋瀬崎児童養護施設」を「齋瀬崎児童養護施設」に改め、同項の第二十二号の部長専決事項の欄口中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「青森県女性相談所」を「青森県女性相談支援センター」に改め、同表がん・生活習慣病対策課の項に次の二号を加える。

六 児童福祉法の施行に関する次のこと。

イ 第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し及び効力の停止に関すること。

ロ 第十九条の第二十四項の規定による社会保険診療報酬支払基金等への支払の事務の委託に関すること。

イ 第六条の二第二項第一号の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に関すること。

ロ 第十九条の第三一項の規定による指定医の指定に関すること。

ハ 第十九条の第三四項の規定による小児慢性特定疾病審査会に対する審査の要求に関する

七 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第七条の十六の規定による指定医

イ 第七条の十二の規定による指定医

こと。

ニ 第十九条の第十一項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新に関すること。

ホ 第十九条の十六第一項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ヘ 第十九条の十六第四項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関に対する支払の一時差止めに関すること。

ト 第十九条の第二十一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定に関すること。

の指定の取消しに
関すること。 の指定の更新に関
すること。

別表第一保健衛生課の項中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、同表こどもみらい課の項を削り、同表障害福祉課の項中「聾唖障害」を「聾盲障害」に改め、同項の第一号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「(平成十七年法律第二百二十三号)」を加え、同号の部長専決事項の欄ホ並びに同号の課長専決事項の欄イ及びニ中「(育成医療に係るものを除く。)」を削り、同項の第五号の課長専決事項の欄イ中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改め、同項の第七号の部長専決事項の欄ニ中「第二十九条の七」を「第二十九条の九」に改め、同欄へ中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の六第一項」に改め、同項の第九号中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例」に改め、同表商工政策課の項中「聾盲障害」を「聾唖障害」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同表地域産業課の項中「聾唖障害」を「聾盲障害」に改め、同項の第三号及び第四号を次のように改める。

三 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の施行
に関する次のこと。

- イ 第二条第一項の
規定による購買会
事業を利用させる
ことの禁止に関す
ること。
- イ 第三条第一項の
規定による貸付け
及び譲渡しの許可
並びに同条第四項
(第七条第四項及
び第十条第二項に
おいて準用する場
合を含む。)の規
定による協議に関
すること。
- イ 第十二条第一項
の規定による公正
取引委員会に対す
ること。

る請求に関するこ
と。 許可に関するこ
と。

四 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の施
行に関する次のこと。

- イ 第三十七条第一
項の規定による第
一種大規模小売店
舗立地法特例区域
の決定に関するこ
と。
- イ 第三十七條第一
項の規定による第
一種大規模小売店
舗立地法特例区域
の決定に関するこ
と。

別表第一産業立地推進課の項中「産業立地推進課」を「企業立地・創出課」に改
め、同項に次の三号を加える。

- 二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法
律第三十三号)の施行に関する次のこと。
- イ 第十二条第一項
の規定による認定
に関すること。
- 三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成
二十一年経済産業省令第二十二号)の施行に関する次のこと。

イ 第九条第一項、

第二項（同条第四項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）、第十四項（同条第十六項において準用する場合を含む。）及び第十五項（同条第十七項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消しに関すること。

ロ 第十三条第十三項の規定による第一種経営承継贈与者等の相続の開始の認定の取消しに関すること。

ハ 第十三条の二第五項の規定による災害等により被害を受けた中小企業者に対する確認の

イ 第十二条第三十七項の規定による確認に関すること。

ロ 第十三条第一項（同条第三項から第五項までにおいて準用する場合を含む。）、第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による第一種経営承継贈与者等の相続の開始の認定に関すること。

ハ 第十三条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による災害等により被害を受けた中小企業者に対する確認に関すること。

ニ 第十七条第一項の規定による指導及び助言に係る確

取消しに関すること。

ニ 第十九条第一項及び第二項の規定による指導及び助言に係る確認の取消しに関すること。

ホ 第十八条第一項から第四項まで、第七項及び第八項の規定による変更に係る確認に関すること。

ヘ 第十八条の二第三項の規定による合併等の場合の確認に関すること。

ト 第二十条第一項（同条第八項、第十項及び第十二項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第九項、第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。）の規定による確認に関すること。

イ 一件の設計額が一億三千万円未満の工事の施行に関すること。

四 その他の事項に関する次のこと。

イ 一件の設計額が二億六千万円以上三億九千万円未満の工事の施行に関すること。

ロ 当初契約予定価格が三億九千万円

イ 一件の設計額が一億三千万円以上二億六千万円未満の工事の施行に関すること。

ロ 当初契約予定価格が二億六千万円

イ 一件の設計額が一億三千万円未満の工事の施行に関すること。

ロ 当初契約予定価格が二億六千万円未満の工事の設計

以上五億円未満の
工事の設計変更に
関すること。

以上三億九千万円
未満の工事の設計
変更に関するこ
と。

変更に関するこ
と。

別表第一新産業創造課の項中「新産業創造課」を「産業イノベーション推進課」に
改め、同項に次の三号を加える。

三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の施行に関する
次のこと。

イ 第二十四条第一
項の規定による職
業訓練の認定に関
すること。

ロ 第二十四条第三

項の規定による職
業訓練の認定の取
消しに関するこ
と。

ハ 第二十八条第一
項の規定による免
許に関すること。

ニ 第二十九条の規
定による免許の取
消しに関するこ
と。

ホ 第四十二条第二
項及び第三項の規
定による残余財産
の帰属の認可に関
すること。

ヘ 第四十二条の二

イ 第十五条の二の
規定による事業主
その他の関係者に
対する援助に関す
ること。

ロ 職業訓練指導員
の訓練に関するこ
と。

第三項及び第四項
（これらの規定を
第九十条第一項に
おいて準用する場
合を含む。）の規
定による意見に関
すること。

ト 第九十条第一項
において準用する
第六十四条第二項
の規定による役員
選任の認可に関す
ること。

チ 第九十条第一項
において準用する
第七十二条第一項
の規定による財産
処分の方法の認可
に関すること。

四 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則（昭
和三十三年十月青森県規則第百二十二号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十二條の規
定による職業訓練
に関する必要事項
の承認に関するこ
と。

五 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三
号）の施行に関する次のこと。

イ 第十三條の規定
による適応訓練の

	課 政 策 光 観	<p>別表第一労政・能力開発課の項を削り、同表農林水産政策課の項の前に次のように加える。</p>
<p>一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の施行に関する次のこと。</p>	<p>イ 第七条第五項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による旅行業の登録の取消しに関すること。</p> <p>ロ 第十九条第一項の規定による旅行者等の業務の停止の命令及び登録の取消しに関すること。</p> <p>ハ 第三十七条第一項の規定による旅行サービス手配業者の業務の停止の命令及び登録の取消しに関すること。</p>	<p>実施に関すること。</p>
<p>二 第三条の規定による旅行業及び旅行者代理業の登録に関すること。</p> <p>ロ 第六条の第三第一項の規定による旅行業の有効期間の更新の登録に関すること。</p> <p>ハ 第六条の四第一項の規定による旅行者の変更登録に関すること。</p> <p>ニ 第七条第四項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による催告に関すること。</p> <p>ホ 第十二条の第二項の規定による旅行業約款の認可及び変更の認可に関すること。</p>	<p>イ 第三条の規定による旅行業及び旅行者代理業の登録に関すること。</p> <p>ロ 第六条の第三第一項の規定による旅行業の有効期間の更新の登録に関すること。</p> <p>ハ 第六条の四第一項の規定による旅行者の変更登録に関すること。</p> <p>ニ 第七条第四項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による催告に関すること。</p> <p>ホ 第十二条の第二項の規定による旅行業約款の認可及び変更の認可に関すること。</p>	<p>実施に関すること。</p>
<p>三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の施行に関する次のこと（青森県総合運動公園の芸術区域に係るものに限る。）。</p> <p>イ 第五条第一項の規定による公園施設の設置の許可に関すること。</p> <p>ロ 第十三条の規定による原因者負担金の負担に関すること。</p> <p>ハ 第二十六条第二項及び第四項の規定による措置命令に関すること。</p>	<p>二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第八条第一項の規定による旅券の交付に関すること。</p> <p>イ 第五条第一項の規定による公園施設の設置の許可に関すること。</p> <p>ロ 第五条の十第一項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に関すること。</p> <p>ハ 第十二条の六の規定による兼用工作物の管理に要す</p>	<p>二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第八条第一項の規定による旅券の交付に関すること。</p> <p>ト 第二十七条第二項の規定による旅行サービス手配業者の変更登録に関すること。</p> <p>ハ 第二十三条の規定による旅行サービス手配業の登録に関すること。</p>

<p>五 その他の事項に関する次のこと。</p>	<p>イ 一件の設計額が二億六千万円以上三億九千万円未満の工事の施行に関すること。</p> <p>ロ 当初契約予定価格が三億九千万円以上五億円未満の工事の設計変更に関すること。</p>	<p>四 工事の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 一件の設計額が一億三千万円以上二億六千万円未満の工事の施行に関すること。</p> <p>ロ 当初契約予定価格が二億六千万円以上三億九千万円未満の工事の設計変更に関すること。</p>
<p>イ 観光に係る調査に関すること。</p>	<p>イ 一件の設計額が一億三千万円未満の工事の施行に関すること。</p> <p>ロ 当初契約予定価格が二億六千万円未満の工事の設計変更に関すること。</p>	<p>二 第二十七条第一項及び第二項の規定による監督処分に関すること。</p> <p>ホ 第二十七条第三項の規定による必要な措置の実施に関すること。</p> <p>ヘ 第二十七条第六項の規定による工作物等の売却に関すること。</p> <p>ホ 第二十八条第二項の規定による損失の補償の協議に関すること。</p>

<p>県産品販売・輸出促進課</p> <p>一 貿易に関する次のこと。</p> <p>二 その他の事項に関する次のこと。</p>	<p>課 誘客交流</p> <p>一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の施行に関する次のこと。</p> <p>二 海外移住に関する次のこと。</p> <p>イ 海外移住の啓発及び推進に関すること。</p> <p>イ 観光宣伝に関すること。</p>
<p>イ 貿易関係の調査及び情報の提供に関すること。</p> <p>イ 物産の紹介及びあつせんに関すること。</p>	<p>イ 第十八条（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定による登録に関すること。</p>

別表第一農林水産政策課の項の第一号及び第二号中「新産業創造課」を「産業イノベーション推進課」に改め、同表総合販売戦略課の項中「総合販売戦略課」を「食フ

ム・マ・ブ・課「農産物生産」に改め、同表食の安全・安心推進課の項を削り、同表農産園芸課の項に次の三号を加える。

二 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）の施行に関する次のこと。

- イ 第四条第一項の規定による地力増進地域の指定に関すること。
- ロ 第五条の規定による対策調査の実施に関すること。
- ハ 第六条第一項の規定による地力増進対策指針の策定に関すること。
- ニ 第八条の規定による改善状況調査の実施に関すること。
- ホ 第十一条第二項の規定による申出に関すること。

三 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）の施行に関する次のこと。

- イ 第二十二條の二第四項の規定による総合防除基本指針の策定及び変更に係る意見に関すること。

四 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）の施行に関する次のこと。

- ロ 第二十二條の三第一項の規定による総合防除計画の策定に関すること。
- ハ 第二十四條第二項の規定による異常発生時防除を行うべき区域等の決定に関すること。
- イ 第三十一條第二項及び第三項の規定による普通肥料等の譲渡又は引渡し等の制限及び禁止並びに登録の取消しに関すること。
- イ 第十九條第二項の規定による普通肥料の譲渡の許可に関すること。
- ロ 第三十五條第一項の規定による適用除外の肥料の指定に関すること。
- イ 第四條第一項及び第三項の規定による普通肥料の登録の登録に関すること。
- ロ 第十二條第二項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新に関すること。

別表第一水産振興課の項の第十六号の副知事専決事項の欄イ中「第二十三條を「第二十七條」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第十九條第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同欄ロ中「第二十二條」を「第二十四條」に改め、同表漁港漁場整備課の項の第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同号の副知事専決事項の欄へ中「第四十條第一項」を「第六十六條第一項」に改め、同号の部長専決事項の欄ホ中「第三十八條」を「第三十八條第一項」に改め、同欄に次のように加える。

- ヲ 第四十一條第一項の規定による活用推進計画の策定に関すること。
- ワ 第四十二條第一項の規定による実施計画の認定に関すること。

カ 第四十三条第四項の規定による実施計画の変更の認定に関すること。

コ 第四十五条第二項の規定による実施計画の認定の取消しに関すること。

ク 第四十八条の規定による漁港水面施設運営権の設定に関すること。

ケ 第四十九条第二項の規定による協議に関すること。

コ 第五十五条第二項の規定による漁港水面施設運営権の移転の許可に関すること。

ク 第五十七条第二項の規定による漁港水面施設運営権の更新に関すること。

ケ 第五十九条第一項の規定による漁港水面施設運営権の取消しに関すること。

コ 第六十一条第一項の規定による漁港協力団体の指定に関すること。

ク 第六十三条第三項の規定による漁港協力団体の指定の取消しに関すること。

ケ 第六十五条の規定による漁港協力団体との協議に関すること。

別表第一漁港漁場整備課の項の第二号中「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第二十八条第一項第一号」を「第二十九条第一項第一号」に改め、同項の第四号の部長専決事項の欄ハ中「第十三条第二項」を「第十三条の二」に、「よる」の下に「埋立区域の縮小、埋立地の用途若しくは設計の概要の変更又は」を加え、同欄中ヌをルとし、ヘからリまでをトからヌまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 第二十二条の規定による埋立てに対するしゅん工認可に関すること。

別表第一河川砂防課の項中第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条第七項

（同条第十一項に

おいて準用する場

合を含む。）の規

定による特定都市

河川及び特定都市

河川流域の指定に

係る国土交通大臣

との協議に関すること。

ロ 第四条第四項

（同条第十二項に

おいて準用する場

合を含む。）の規

定による流域水害

対策計画の策定に

係る国土交通大臣

との協議に関する

こと。

ハ 第十一条第一項

の規定による雨水

貯留浸透施設整備

計画の認定に関す

ること。

ニ 第十四条第一項

の規定による雨水

貯留浸透施設整備

計画の変更の認定

に関すること。

ホ 第十九条第一項

及び第二項の規定

による管理協定の

締結に関するこ

と。

ヘ 第二十六条の規

定による地位の承

継の承認に関する

こと。

ト 第二十八条第一

項の規定による雨

水貯留浸透施設整備計画の認定の取消しに関すること。

チ 第三十条の規定による雨水浸透阻害行為の許可に関すること。

リ 第三十五条（第三十七条第四項及び第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による雨水浸透阻害行為に係る協議に関すること。

ヌ 第三十七条第一項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の許可に関すること。

ル 第三十九条第一項の規定による雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可に関すること。

ヲ 第四十一条第一項の規定による雨水貯留浸透阻害行

為等の許可の取消しに関すること。

ワ 第四十四条第一項の規定による保全調整池の指定に関すること。

カ 第四十八条第一項の規定による管理協定の締結に関すること。

ヨ 第五十三条第一項の規定による貯留機能保全区域の指定に関すること。

タ 第五十六条第一項の規定による浸水被害防止区域の指定及び同条第十項の規定による浸水被害防止区域の指定の解除に関すること。

レ 第五十七条第一項の規定による特定開発行為の許可に関すること。

ソ 第六十条（第六十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定開発行

為に係る協議に關すること。

ツ 第六十二条第一項の規定による特定開発行為の変更の許可に關すること。

ネ 第六十六条の規定による特定建築行為の許可に關すること。

ナ 第六十九条（第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築行為に係る協議に關すること。

ラ 第七十一条第一項の規定による特定建築行為の変更の許可に關すること。

ム 第七十三条第一項の規定による特定開発行為等の許可の取消しに關すること。

四 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の施行に關する次のこと。

イ 第四十二条第三項の規定による水道事業の買収価額の裁定に關すること。

イ 第六条第一項の規定による水道事業の認可に關すること。

ロ 第十条第一項の規定による事業の変更の認可に關すること。

ハ 第十一条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による水道事業の休止及び廃止の許可に關すること。

ニ 第二十六条の規定による水道用水供給事業の認可に關すること。

ホ 第三十五条第一項の規定による事業の認可の取消しに關すること。

ヘ 第三十七条の規定による水道事業者等に対する給水の停止の命令に關すること。

ト 第四十条第四項

イ 第十四条第六項の規定による水道事業の供給条件の変更の認可に關すること。

ロ 第三十条第一項の規定による事業の変更の認可に關すること。

ハ 第三十二条の規定による専用水道布設工事の設計の確認に關すること。

ニ 第三十六条の規定による水道事業者等に対する施設の改善の指示及び水道技術管理者の変更の勧告に關すること。

ホ 第三十八条の規定による水道事業の供給条件の変更に關すること。

ヘ 第三十九条第二項の規定による水道事業者等からの報告の徴収及び立

別表第一都市計画課の項の第三号中「（昭和三十一年法律第七十九号）」を削り、「観光企画課」を「観光政策課」に改め、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

別表第三指定駐在職員の項中「若しくは三沢市駐在」を、「三沢市駐在若しくは青森市駐在」に改める。

別表第四中「企画政策部長」を「交通・地域社会部長」に、「総務部長」を「財務部長」に、「環境生活部長」を「環境エネルギー部長」に、「健康福祉部長の」を「健康医療福祉部長の」に、

青森県環境保健センターの庶務担当の内部組織の長	青森県環境保健センターの庶務担当責任者
青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の内部組織の長	青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当責任者

青森県立八戸工科学院副学院長	青森県立八戸工科学院の庶務担当の内部組織の長
----------------	------------------------

青森県消防学校副校長	青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長
青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長	青森県立美術館の庶務担当責任者

青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当の内部組織の長	青森県立子ども自立センターみらいの庶務担当責任者
青森県衛生研究所の庶務担当の内部組織の長	青森県衛生研究所の庶務担当責任者

青森県立八戸工科学院副学院長	青森県立八戸工科学院の庶務担当の内部組織の長
青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長	青森県立美術館の庶務担当責任者

青森県立美術館の庶務担当の内部組織の長	青森県立美術館の庶務担当責任者
---------------------	-----------------

青森県消防学校副校長	青森県消防学校の庶務担当の内部組織の長
------------	---------------------

改める。

別表第五地域県民局の環境管理部長の項に次の一号を加える。

十六 事務委任規則第五条の二第二項に掲げる事務

別表第五地域県民局の地域健康福祉部長の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、同表地域県民局の地域整備部長の項の第一号中、「東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所のダム建設所長」を削り、同項中第四十号を第四十一号とし、第三十三号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三 事務委任規則第十八条第一項第十六号に掲げる事務

別表第五地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長の項中第三十六号を削り、第三十七号を第三十六号とし、第三十八号を第三十七号とし、同表十和田食肉衛生検査所三沢支所の支所長の項中「十和田食肉衛生検査所三沢支所」を「青森県食肉衛生検査所」に改め、同表東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所のダム建設所長の項を削る。

別表第七地域県民局の県税部長の項中「総務部長」を「財務部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

(発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭
-----------------------------------	---	-------------------------------